

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社アシックス

代表取締役社長CEO 尾 山 基

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町7丁目1番1
当社1階会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第58期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asics.co.jp/>）に掲載しておりますのでご覧ください。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asics.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州の政府債務危機や米国の高い失業率、原油価格の上昇などを背景とした景気下振れ懸念が見られました。日本経済は、東日本大震災の影響による景気の低迷から緩やかに持ち直しているものの、円高・株価の低迷、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念などが見られ、景気は依然として厳しく、先行き不透明な状況が続きました。

スポーツ用品業界につきましては、ランニングブームなどを背景に、健康志向によるスポーツへの関心が高まっているものの、厳しい経営環境が続きました。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「アシックス・グロース・プラン (AGP) 2015」に基づき、引き続きグローバルレベルでの事業の強化・拡大を図りました。高機能ランニングシューズ「GEL-KAYANO 18」、「GT-2170」やナチュラルランニングをコンセプトにした「ASICS 33」、また、女性用ウェア「AYAMi」コレクションなどを市場に投入して製品力の強化に努めるとともに、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ローマ、ムンバイ、シンガポール、ゴールドコースト、ソウル、東京、神戸をはじめとする世界各地のマラソン大会への協賛や、韓国のテグで行われた世界陸上競技選手権大会における日本を含む世界10の国と地域の代表選手団への当社製品の提供など、ブランド力の強化および企業イメージの向上に努めました。これらの企業活動が評価され、インターブランド社が発表した「Japan's Best Global Brands 2012」において、当社は、20位に選ばれております。

販売面におきましては、ブラジルに「アシックスストアサンパウロ」、台湾に「オニツカタイガー台北」をそれぞれオープンするなど、自主管理売場の拡大に努めました。

アパレル事業におきましては、グローバルでの売上拡大・収益性向上を目指し、香港に「亞瑟士香港服装有限公司」を設立し、スポーツアパレルの開発・生産管理体制の基盤づくりを行いました。

新規ビジネスといたしましては、幼児の運動能力測定サービス「キッズスポーツチャレンジ」をスタートさせ、子どもたちの健全な育成につながる分野の事業を展開しました。

また、グローバルで活躍できる人財基盤を強化するため、社内人財育成制度「アシックスビジネスリーダースクール」を開始しました。

この他、「A Bright Tomorrow Through Sport (ブライト トゥモロー スルー スポーツ)」あしたへ、スポーツとともに」として、東日本大震災で両親をなくした181名の子どもたちを対象とした継続的な支援活動を行いました。

当連結会計年度における売上高は247,792百万円と前年同期間比5.3%の増収でした。このうち国内売上高は、主にランニングシューズおよびバスケットボールシューズなどのアスレチックシューズ類が好調であったため、92,464百万円と前年同期間比5.0%の増収でした。海

外売上高は、前連結会計年度において連結子会社としたホグロフスホールディングABおよびアシックスカナダコーポレーションの影響に加え、欧州および米州でランニングシューズが堅調に推移しましたので、155,327百万円と前年同期間比5.4%の増収でした。

売上総利益は主として売上高の増加により107,549百万円と前年同期間比4.3%の増益でした。販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費の増加などに加え、前連結会計年度に行われた企業結合によって発生したのれんおよび無形固定資産の償却費を計上した結果、87,920百万円と前年同期間比7.8%増加し、営業利益は19,628百万円と前年同期間比9.0%の減益でした。経常利益は為替差損が減少したことにより19,702百万円と前年同期間比1.2%の増益でした。当期純利益は旧東京支社の土地建物売却による固定資産売却益の計上などにより12,617百万円と前年同期間比14.2%の増益となりました。

セグメント情報

報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営執行会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においては当社が、海外においては米州、欧州・中近東・アフリカ、オセアニア/東南・南アジア、東アジアの各地域をアシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD.、その他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、当社グループは、従来「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「アジア・パシフィック地域」および「その他事業」の5つを報告セグメントとしておりましたが、第1四半期連結累計期間より、「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア地域」、「東アジア地域」および「その他事業」の6つを報告セグメントに変更しております。この変更は、当社の中期経営計画「アシックス・グロース・プラン(AGP)2015」で定めた基本戦略（組織：グローバル組織の構築）を反映させるための報告セグメントの見直しであり、セグメント情報の有用性を高めることを目的としております。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア地域」、「東アジア地域」は、主にスポーツ用品等を製造および販売しており、「その他事業」は、「ホグロフス」ブランドのアウトドア用品を製造および販売しております。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

〔日本地域〕

日本地域におきましては、ランニングシューズおよびバスケットボールシューズなどのアスレチックシューズ類が好調であったため、売上高は109,221百万円（前年同期間比4.2%増）となりました。

〔米州地域〕

米州地域におきましては、前連結会計年度において連結子会社としたアシックスカナダコーポレーションの影響に加え、ブラジルでランニングシューズが好調であったものの、為替換算レートの影響により、売上高は59,002百万円（前年同期間比1.0%減）となりました。

〔欧州地域〕

欧州地域におきましては、ランニングシューズが好調であったため、売上高は61,027百万円（前年同期間比9.9%増）となりました。

〔オセアニア地域〕

オセアニア地域におきましては、ランニングシューズが低調であったため、売上高は10,270百万円（前年同期間比2.0%減）となりました。

〔東アジア地域〕

東アジア地域におきましては、オニツカタイガーシューズおよびランニングシューズが堅調であったため、売上高は13,292百万円（前年同期間比4.6%増）となりました。

〔その他事業〕

その他事業におきましては、前連結会計年度においてホグロフスホールディングABを連結子会社としたことにより、売上高は7,707百万円となりました。

報告セグメント別売上高

	日本地域 (百万円)	米州地域 (百万円)	欧州地域 (百万円)	オセアニア 地域 (百万円)	東アジア 地域 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	96,450	59,001	61,027	10,270	13,213	7,707	247,671	120	247,792
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,770	0	—	—	79	—	12,851	(12,851)	—
計	109,221	59,002	61,027	10,270	13,292	7,707	260,523	(12,730)	247,792
増 減 率	4.2%	△1.0%	9.9%	△2.0%	4.6%	—	5.2%	—	5.3%

製品および商品等分類別の状況

〔スポーツシューズ類〕

ランニングシューズが堅調であったため、売上高は182,806百万円（前年同期間比4.4%増）となりました。

〔スポーツウェア類〕

前連結会計年度にホグロフスホールディングABを連結子会社としたことによる増加により、売上高は46,837百万円（前年同期間比7.2%増）となりました。

〔スポーツ用具類〕

前連結会計年度にホグロフスホールディングABを連結子会社としたことによる増加およびランニング用具類が好調であったことにより、売上高は18,147百万円（前年同期間比9.3%増）となりました。

分類別売上高

分	類	売 上 高	増 減 率	構 成 比
ス ポ ー ツ シ ュ ー ズ 類	国 内	49,935 百万円	7.2 %	20.2 %
	海 外	132,871	3.4	53.6
	計	182,806	4.4	73.8
ス ポ ー ツ ウ ェ ア 類	国 内	28,619	2.3	11.5
	海 外	18,218	16.0	7.4
	計	46,837	7.2	18.9
ス ポ ー ツ 用 具 類	国 内	13,910	3.3	5.6
	海 外	4,237	35.0	1.7
	計	18,147	9.3	7.3
合 計	国 内	92,464	5.0	37.3
	海 外	155,327	5.4	62.7
	計	247,792	5.3	100

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,206百万円（前年同期間比23.7%減）となりました。このうち主なものは、アシックスアメリカコーポレーションの新配送センターの荷役設備代金の一部等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、グローバル化が進展する経営環境に即応して持続的に成長する戦略「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」に基づき、2015年度には連結売上高4,000億円を目指し、次の課題に取り組んでおります。

① グローバルフォーカスチャネル：自主管理売場

- (i) 自主管理売場の拡大を加速し、お客様へ直接販売する機会を増加する。
- (ii) 自主管理売場における商品MDと、製品企画を連動させる仕組みを確立する。

② グローバルフォーカスプロダクト：アパレル

- (i) グローバルでのアパレル売上拡大・収益性向上のため、グローバル開發生産組織を構築する。
- (ii) 世界の各地域において、短納期で的確に製品を提供する。

③ グローバルフォーカスカテゴリー

- (i) ランニングは、コア事業として、更なる拡大を目指す。
- (ii) アスレチックスポーツは、アシックスの原点であるカテゴリーとして更なる技術革新を追求し、最高の競技パフォーマンスを可能にする製品を創出する。
- (iii) オニツカタイガーは、スポーツにおける技術資産、ブランド資産を活用し、先鋭的で洗練されたスタイルを提案する。

④ グローバルチャレンジカテゴリー

- (i) アウトドアは、「ホグロフス」ブランド、およびアシックスのアウトドア製品により、グループ全体のアウトドア事業をグローバルで拡大する。
- (ii) レザーシューズは、グローバル展開の可能性を検証し、拡大の基盤を作る。
- (iii) 新規ビジネスとして、スポーツにおける技術資産を活用し、人々の生活の質を高めるなど、生活に貢献できる以下のような製品・サービスを継続的に創出し、次世代のグローバル事業として発展させる。
 - －高齢化社会において、健康維持や介護など生活に貢献できる分野
 - －子供たちの健全な育成につながる分野
 - －障害者も健常者も分け隔てなく参加できるスポーツに関わる分野
 - －地球環境保全、温暖化対応に貢献できる分野

⑤ 経営基盤の強化

- (i) お客様を起点としたITプラットフォームを強化する。
- (ii) グローバル・各地域ともにプロフェッショナル人財の育成・採用を強化する。
- (iii) 全地域、全部門一体となって、CSRに取り組むとともに、内部統制を基盤としたコーポレートガバナンスを強化する。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第55期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)	第56期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	第57期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	第58期 (当連結会計年度) (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)
売上高 ^(百万円)	241,944	224,395	235,349	247,792
営業利益 ^(百万円)	22,628	17,582	21,573	19,628
経常利益 ^(百万円)	21,008	18,230	19,467	19,702
当期純利益 ^(百万円)	13,085	8,326	11,046	12,617
1株当たり当期純利益	円 銭 67 23	円 銭 43 90	円 銭 58 26	円 銭 66 55
総資産 ^(百万円)	174,921	184,774	200,790	212,343
純資産 ^(百万円)	98,262	109,663	106,369	115,315
1株当たり純資産	円 銭 467 90	円 銭 525 58	円 銭 524 91	円 銭 569 39

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末現在の発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は自己株式控除後の株式数をもとに算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社グループは、当社および子会社54社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造販売を主な事業内容としております。

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

	会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
1	アシックス北海道販売株式会社	99.8百万円	100 %	スポーツ用品等の販売（卸売）
2	アシックス東北販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
3	アシックス九州販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
4	アシックス関越販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
5	アシックス中四国販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
6	アシックススポーツ販売株式会社	79百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
7	アシックス中部販売株式会社	60百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
8	山陰アシックス工業株式会社	90百万円	100	スポーツシューズ等の製造
9	アシックスアパレル工業株式会社	94百万円	100	スポーツウェア等の製造
10	ア シ ッ ク ス 商 事 株 式 会 社	3,112百万円	※57.2	シューズ製品の製造および販売ならびに物資の販売および輸出入
11	ア シ ッ ク ス 物 流 株 式 会 社	300百万円	100	スポーツ用品等の商品管理および配送業務ならびに自動車運送取扱
12	アシックスアメリカコーポレーション	123,000千米ドル	100	スポーツ用品等の販売および米州の子会社等の統括
13	アシックスブラジル ジストゥリブイソン イ コメルシオ ディ アルチーゴス エスポルチーボス リミターダ	33,811千リアル	※100	スポーツ用品等の販売
14	ア シ ッ ク ス ヨー ロ ッ プ B. V.	45,020千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社等の統括
15	ア シ ッ ク ス フ ラ ン ス S. A. S	6,006千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
16	アシックスドイチュラントGmbH	2,000千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
17	ア シ ッ ク ス U K リ ミ テ ッ ド	2,000千ポンド	※100	スポーツ用品等の販売
18	ア シ ッ ク ス イ タ リ ア S. p. A.	5,200千ユーロ	※90	スポーツ用品等の販売
19	アシックスオセアニアPTY. LTD.	2,000千豪ドル	100	スポーツ用品等の販売
20	アシックススポーツコーポレーション	9,759百万ウォン	68.0	スポーツ用品等の販売
21	亞瑟士（中国）商貿有限公司	13,000千米ドル	※100	スポーツ用品等の販売
22	台 灣 亞 瑟 士 股 份 有 限 公 司	100,000千台湾ドル	※100	スポーツ用品等の販売
23	ホグロフスホールディングAB	3,000千スウェーデン クローナ	100	アウトドア用品の製造および販売

- (注) 1. ※印の出資比率は、間接所有による出資を含めて表示しております。
2. アシックススポーツ販売株式会社は、平成24年4月1日付で、当社の子会社であるアシックスパートナーズ株式会社（当期末の資本金60百万円、当社の出資比率100%（間接所有を含む）、主要な事業内容 スポーツ用品等の販売（卸売））を吸収合併いたしました。合併後の資本金および当社の出資比率に変更はありません。
3. 株式会社アシックススポーツピーニング（前期末の資本金60百万円、当社の出資比率100%、主要な事業内容 スポーツ用品等の販売（小売））は、平成24年3月31日付で解散し、同社の小売事業を、平成24年4月1日付で当社に事業譲渡いたしました。
4. 当事業年度より、アシックスブラジル ジストゥリブイソン イ コメルシオ ディ アルチーゴス エスポルチーボス リミターダを、重要な子会社として新たに記載しております。

5. アシックスドイツチュラントGmbH（前期末の資本金8,000千ユーロ）は、平成23年12月21日付で減資いたしました。
6. アシックススポーツコーポレーションは、平成24年4月1日付で、商号をアシックスコリアコーポレーションに変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

各種スポーツ用品等の製造および販売

ス ポ ー ツ シ ュ ー ズ 類	ランニングシューズ、陸上競技・マラソン・サッカー・バレーボール・バスケットボール・ベースボール・テニス等の各種競技用シューズ、ウォーキングシューズ、スクールスポーツシューズ、スポーツスタイルシューズ、ジュニアシューズ、キッズシューズ等
ス ポ ー ツ ウ ェ ア 類	トレーニングウェア、アスレチックウェア、スクールスポーツウェア、ベースボールウェア、スイムウェア、スポーツスタイルウェア、アウトドアウェア等
ス ポ ー ツ 用 具 類	ベースボール・グラウンドゴルフ・パークゴルフ等の各種用具、スポーツバッグ、スポーツネット、サポーター、陸上競技用機器等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
東京支社	東京都中央区
関西支社	兵庫県尼崎市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市
広州事務所	中国

(注) 1. 東京支社および関西支社は、いずれも支店として登記しております。

2. 平成24年1月5日付で、東京支社（東京都墨田区）は、東京都中央区へ移転いたしました。

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
アシックス北海道販売株式会社	北海道札幌市
アシックス東北販売株式会社	宮城県仙台市
アシックス九州販売株式会社	福岡県福岡市
アシックス関越販売株式会社	埼玉県さいたま市
アシックス中四国販売株式会社	広島県広島市
アシックススポーツ販売株式会社	東京都墨田区
アシックス中部販売株式会社	愛知県名古屋
山陰アシックス工業株式会社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	宮崎県都城市
アシックス商事株式会社	兵庫県神戸市
アシックス物流株式会社	兵庫県西宮市
アシックスアメリカコーポレーション	米国
アシックスブラジル ジストゥリブイソ ン イ コメルシオ ディ アルチーゴス エスボルチーボス リミターダ	ブラジル
アシックスヨーロッパ B.V.	オランダ
アシックスフランス S.A.S	フランス
アシックスドイチュラント GmbH	ドイツ
アシックスUKリミテッド	イギリス
アシックスイタリア S.p.A.	イタリア
アシックスオセアニア PTY. LTD.	オーストラリア
アシックススポーツコーポレーション	韓国
亞瑟士（中国）商貿有限公司	中国
台灣亞瑟士股份有限公司	台湾
ホグロフスホールディング AB	スウェーデン

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
日 本 地 域	3,812名 [1,420名]	150名増 [5名増]
米 州 地 域	544名 [142名]	20名増 [41名増]
欧 州 地 域	963名 [129名]	154名増 [30名増]
オセアニア地域	109名 [23名]	4名増 [3名減]
東 ア ジ ア 地 域	341名 [30名]	21名減 [7名増]
そ の 他 事 業	137名 [31名]	5名減 [31名増]
合 計	5,906名 [1,775名]	302名増 [111名増]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	6,761 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	3,539
Union Bank, N. A.	2,417

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 790,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 199,962,991株（うち自己株式 10,371,575株）
- (3) 株主数 12,974名（前期末比 1,030名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,118 千株	4.3 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,858	4.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,416	3.9
株式会社三井住友銀行	6,607	3.5
日本生命保険相互会社	6,309	3.3
株式会社みずほコーポレート銀行	5,568	2.9
メロンバンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	4,668	2.5
アールービーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト, ロンドン クライアント アカウンド	4,633	2.4
株式会社みなと銀行	4,208	2.2
サージャッツプ	3,063	1.6

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除いて計算しております。
2. 当社は、自己株式10,371千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は5,523千株であります。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は4,966千株であります。
5. 大量保有報告書の変更報告書により、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

平成23年7月25日現在(報告日：平成23年8月1日)

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （%）
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,858	3.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,085	1.54
三菱UFJ投信株式会社	434	0.22

平成24年4月13日現在(報告日：平成24年4月19日)

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	5,726	2.86
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	420	0.21
日興アセットマネジメント株式会社	4,513	2.26

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成23年5月16日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成23年7月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
和田 清 美	取締役会長	アシックス商事株式会社取締役（社外） 社団法人日本スポーツ用品工業協会会長
尾 山 基	代表取締役社長 C E O	世界スポーツ用品工業連盟会長
池 崎 俊 郎	取締役常務執行役員・フットウェア統括部長	
佐 野 俊 之	取締役常務執行役員・管理統括部長兼研究部門担当	
松 尾 和 人	取締役執行役員・アシックスジャパン営業本部長兼ベースボール事業担当	アシックス物流株式会社代表取締役社長
橋 本 幸 亮	取締役執行役員・経営企画室長	
梶 原 健 司	取締役（社外）	
濱 岡 峰 也	取締役（社外）	弁護士（清和法律事務所） 阪神電気鉄道株式会社監査役（社外） 日本電気硝子株式会社監査役（社外）
黒 崎 鉄 雄	常勤監査役	
西 野 修 一	常勤監査役	
田 中 秀 明	常勤監査役（社外）	
山 上 和 則	監査役（社外）	弁護士（弁護士法人淀屋橋・山上合同社員） 株式会社スタジオアリス監査役（社外） 前田金属工業株式会社監査役（社外）
三 原 秀 章	監査役（社外）	公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所）

(注) 1. 取締役会長 和田清美氏は、アシックス商事株式会社の社外取締役を兼職しております。当社は同社とスポーツシューズおよび靴用資材の取引関係があり、同社は第三者との間で当社の営業の部類に属する取引を行っております。また、同氏は、平成23年6月24日付で、代表取締役会長から取締役会長となりました。

- 取締役 濱岡峰也氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。同氏が所属する清和法律事務所の他の弁護士と当社との間には、顧問弁護士契約があります。また、同氏は、阪神電気鉄道株式会社および日本電気硝子株式会社の社外監査役を兼職しております。当社と両社との間には、特別の関係はありません。
- 監査役 山上和則氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間には、顧問弁護士契約があります。また、同氏は、株式会社スタジオアリスおよび前田金属工業株式会社の社外監査役を兼職しております。当社と両社との間には、特別の関係はありません。
- 監査役 三原秀章氏は、公認会計士、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当社と同氏の公認会計士三原秀章事務所との間には、特別の関係はありません。
- 取締役 橋本幸亮、梶原健司、濱岡峰也の3氏は、平成23年6月24日開催の第57回定時株主総会において選任され同日就任したものであります。
- 取締役 梶原健司氏および監査役 田中秀明、三原秀章の両氏については、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届け出ております。
- 平成24年4月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏 名	地位および担当
池 崎 俊 郎	取締役常務執行役員 管掌：グローバルフットウェア統括部、グローバルパarel・エクイップメント統括部、スポーツ工学研究所
佐 野 俊 之	取締役常務執行役員・グローバル法務・コンプライアンス統括部長 管掌：グローバル法務・コンプライアンス統括部、グローバル経理財務統括部
松 尾 和 人	取締役常務執行役員・アシックスジャパン本部長 管掌：アシックスジャパン本部
橋 本 幸 亮	取締役執行役員・経営企画室長兼グローバル管理統括部長 管掌：経営企画室、グローバル管理統括部、グローバルセールス・マーケティング統括部、アジア・パシフィック統括室

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		定額報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	212 百万円	191 百万円	20 百万円	9 名
社外取締役	10	9	1	2 名
監査役 (社外監査役を除く。)	36	36	-	2 名
社外監査役	30	30	-	3 名

- (注) 1. 支給人員には、平成23年6月24日開催の第57回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。
2. 上記の報酬等のほか、平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、平成23年6月24日開催の第57回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対し28百万円の退職慰労金を支払っております。
3. 当社は、平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末現在、制度廃止までの期間の役員退職慰労金相当額の残高は次のとおりであります。
- 取締役3名 74百万円

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

・取締役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額（年額4億5,000万円以内）の範囲内で、取締役報酬支給規程に基づき、各取締役の役位に応じた定額報酬（基本報酬・職務報酬）と業績に応じた業績連動報酬を決定しております。

・監査役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額（年額8,000万円以内）の範囲内で、監査役報酬支給基準に基づき、各監査役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏 名	役員区分	主な活動状況
梶 原 健 司	取 締 役	平成23年6月24日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、当社の経営上有用な意見を述べております。
濱 岡 峰 也	取 締 役	平成23年6月24日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地および企業法務に関する豊富な経験から、当社の経営上有用な意見を述べております。
田 中 秀 明	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ議案審議等に関し意見を述べております。
山 上 和 則	監 査 役	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な意見を述べております。
三 原 秀 章	監 査 役	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な意見を述べております。

② 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役および各社外監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	77 百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準に関する助言業務」を委託しております。

(4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V. ほか10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの内部統制システム構築の基本方針については以下のように定めております。

① 企業活動の基本方針

当社グループは、「アシックススピリット」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかしー”Anima Sana In Corpore Sano”」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology」スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行う。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員および使用人一人ひとりの行動に具体化した「アシックス行動規範」を制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」および「アシックス行動規範」の徹底を図るため、コンプライアンス担当部署を置き、同部署がコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査役と連携して、コンプライアンスの状況等を監査し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。

当社グループを対象としたコンプライアンス相談窓口を置き、役員および使用人が「アシックスCSR方針」および「アシックス行動規範」を逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の連絡・相談を直接、専用メール、電話、手紙で受け付け、事態の迅速な把握および是正を行う。なお、通報者に対しては不利益な取扱を行わないこととする。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役および各業務担当取締役に業務執行を行わせる。

代表取締役および各業務担当取締役は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門の具体的目標を設定し、月次、半期毎の業績管理を行う。

「取締役会」は、毎月1回定例的に開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行う。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を1年とする。

取締役会決議事項その他経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、役付取締役全員、社長が指定した取締役および常勤監査役ならびに必要に応じ各部門責任者を出席者とする「常務会」を毎月2回定例的に開催する。

また、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会により制定した危機管理規程により、社長を委員長とする危機管理委員会を置き、当社グループの役員および使用人が危機項目を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で、危機管理委員長へ報告を行うとともに、取締役会へ報告する。

危機が発生した場合、危機管理規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機管理委員長が危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行う。危機対策本部長は危機対策方針等の決定および対外交渉等を統括し、対策・改善策等を実施する。

危機管理委員会は、危険の定期的な洗い出し、予知・予防、教育等の立案・実施および危機管理・危機対策の評価等を行い、危機管理委員会事務局は、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、内部監査部門は定期的にリスク管理状況を監査する。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、業務執行に係る情報、議事録および関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行う。取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。また、情報管理については、情報管理規程など情報管理に関する社内規程に基づいて行う。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、取締役会ほか決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存する。

- ⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社取締役または担当部門責任者がグループ各社の取締役または監査役に就任することとする。グループ各社の社長は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととする。
- 国内グループ会社については、情報の共有化、指示伝達事項の徹底、業務執行の報告等を行うため、「ジャパン経営執行会議」を定期的に開催する。
- 海外グループ会社については、各社の経営計画の承認、決算の報告、グローバルレベルでのグループ全般の重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うため、「グローバル経営執行会議」を定期的に開催する。
- 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。
- また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- また、監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会・常務会などの重要会議への出席および経営者との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。また、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役または取締役会から報告を受けることとする。
- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・重要な情報開示事項
 - ・コンプライアンス相談窓口に通報された事実等

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等を、国内および海外で製造販売しております。そして、長年トップアスリートのニーズに応じてきた技術力とものづくりへのこだわりや海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、2015年度までの中期経営計画「アシックス・グロス・ブラン（AGP）2015」を発表し、「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとして定め、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、製品戦略：「革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合」、組織戦略：「グローバル組織の構築」をそれぞれ進め、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

当社および当社グループは、「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」を基本方針とし、今後も中長期的な視野に立ち、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成23年6月24日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者による当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか等を当社株主に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に当社株主の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始するというものであり、その概要は次のとおりであります。

- (i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主に公表します。なお、当社取締役会は、必要に応じて情報提供の期限を設定しますが、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。
- (ii) 当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にの

み開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただきとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、取締役会から独立した組織の独立委員会に必ず諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、無償割当による新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置を内容とする対抗措置を発動することができるものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合は、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した社外役員等によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本対応方針を廃止する

旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、従来は、特別な要素を除いて、当社の当期純利益の概ね3分の1程度を配当原資とすることを基本方針としておりましたが、平成24年3月期より、連結業績に応じた株主に対する利益還元を行うため、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

以上に記載の金額、株式数および数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I. 流 動 資 産	148,433	I. 流 動 負 債	55,969
1. 現 金 及 び 預 金	28,927	1. 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	21,668
2. 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	59,392	2. 短 期 借 入 金	13,173
3. 有 価 証 券	2,431	3. リ ー ス 債 務	493
4. 商 品 及 び 製 品	46,973	4. 未 払 費 用	8,725
5. 仕 掛 品	313	5. 未 払 法 人 税 等	3,177
6. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,062	6. 未 払 消 費 税 等	810
7. 繰 延 税 金 資 産	4,898	7. 返 品 調 整 引 当 金	628
8. そ の 他	6,768	8. 賞 与 引 当 金	1,666
9. 貸 倒 引 当 金	△2,332	9. 繰 延 税 金 負 債	302
II. 固 定 資 産	63,910	10. 資 産 除 去 債 務	6
1. 有 形 固 定 資 産	30,206	11. そ の 他	5,317
(1) 建 物 及 び 構 築 物	11,387	II. 固 定 負 債	41,058
(2) 機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,038	1. 社 債	16,000
(3) 工 具、器 具 及 び 備 品	4,406	2. 長 期 借 入 金	5,317
(4) 土 地	10,178	3. リ ー ス 債 務	2,893
(5) リ ー ス 資 産	3,164	4. 退 職 給 付 引 当 金	8,103
(6) 建 設 仮 勘 定	30	5. 繰 延 税 金 負 債	3,622
2. 無 形 固 定 資 産	16,550	6. 資 産 除 去 債 務	618
(1) の れ ん	4,874	7. そ の 他	4,501
(2) そ の 他	11,676	負 債 合 計	97,027
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	17,153	(純 資 産 の 部)	
(1) 投 資 有 価 証 券	7,194	I. 株 主 資 本	123,111
(2) 長 期 貸 付 金	346	1. 資 本 金	23,972
(3) 繰 延 税 金 資 産	1,303	2. 資 本 剩 余 金	17,182
(4) そ の 他	8,891	3. 利 益 剩 余 金	89,778
(5) 貸 倒 引 当 金	△581	4. 自 己 株 式	△7,821
資 産 合 計	212,343	II. そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△15,159
		1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,211
		2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,832
		3. 在 外 子 会 社 資 産 再 評 価 差 額 金	379
		4. 為 替 換 算 調 整 勘 定	△18,583
		III. 少 数 株 主 持 分	7,364
		純 資 産 合 計	115,315
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	212,343

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		247,792
II 売 上 原 価		140,227
返品調整引当金戻入額		564
返品調整引当金繰入額		580
売 上 総 利 益		107,549
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		87,920
営 業 利 益		19,628
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	442	
2. 受 取 配 当 金	186	
3. 負 の の れ ん 償 却 額	20	
4. そ の 他	778	1,428
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	649	
2. 為 替 差 損	438	
3. そ の 他	266	1,353
経 常 利 益		19,702
VI 特 別 利 益		
1. 固 定 資 産 売 却 益	1,301	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	
3. 投 資 有 価 証 券 償 還 益	11	1,321
VII 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 売 却 損	0	
2. 固 定 資 産 除 却 損	36	
3. 投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
4. 投 資 有 価 証 券 償 還 損	116	
5. 減 損 損 失	221	375
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		20,649
法人税、住民税及び事業税法 人 税 等 調 整 額	7,652 △200	7,452
少数株主損益調整前当期純利益		13,197
少 数 株 主 利 益		579
当 期 純 利 益		12,617

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	23,972	17,182	78,963	△7,807	112,311
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,896		△1,896
在外子会社資産再評価 差 額 金 取 崩			92		92
当 期 純 利 益			12,617		12,617
自 己 株 式 の 取 得				△14	△14
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	10,814	△14	10,799
当 期 末 残 高	23,972	17,182	89,778	△7,821	123,111

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	在外子会社資産 再評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当 期 首 残 高	954	112	472	△14,327	△12,787	6,844	106,369
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					—		△1,896
在外子会社資産再評価 差 額 金 取 崩			△92		△92		—
当 期 純 利 益					—		12,617
自 己 株 式 の 取 得					—		△14
自 己 株 式 の 処 分					—		0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	256	1,719	—	△4,255	△2,279	519	△1,760
連結会計年度中の変動額合計	256	1,719	△92	△4,255	△2,372	519	8,946
当 期 末 残 高	1,211	1,832	379	△18,583	△15,159	7,364	115,315

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I. 流 動 資 産	52,566	I. 流 動 負 債	24,890
1. 現 金 及 び 預 金	9,701	1. 支 払 手 形	626
2. 受 取 手 形	2,355	2. 買 掛 金	10,073
3. 売 掛 金	24,247	3. 短 期 借 入 金	600
4. 有 価 証 券	1,479	4. 1年内返済予定の長期借入金	2,046
5. 商 品 及 び 製 品	9,744	5. リ ー ス 債 務	295
6. 仕 掛 品	4	6. 未 払 金	1,451
7. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	250	7. 未 払 費 用	4,164
8. 前 渡 金	1	8. 未 払 法 人 税 等	1,591
9. 前 払 費 用	328	9. 未 払 消 費 税 等	78
10. 関係会社短期貸付金	5,043	10. 預 り 金	2,365
11. 未 収 入 金	1,187	11. 返 品 調 整 引 当 金	423
12. 繰 延 税 金 資 産	978	12. 賞 与 引 当 金	877
13. そ の 他 金	245	13. 設 備 関 係 支 払 手 形	3
14. 貸 倒 引 当 金	△3,002	14. そ の 他	292
II. 固 定 資 産	62,910	II. 固 定 負 債	28,721
1. 有 形 固 定 資 産	17,913	1. 社 債	16,000
(1) 建 物	8,136	2. 長 期 借 入 金	3,170
(2) 構 築 物	309	3. リ ー ス 債 務	631
(3) 機械装置及び運搬具	50	4. 退 職 給 付 引 当 金	5,864
(4) 工具、器具及び備品	341	5. 資 産 除 去 債 務	215
(5) 土 地	8,297	6. デリバティブ債 務	2,734
(6) リ ー ス 資 産	777	7. そ の 他	106
2. 無 形 固 定 資 産	1,131	負 債 合 計	53,612
(1) 借 地 権	25	(純 資 産 の 部)	
(2) 商 標 権	1	I. 株 主 資 本	60,466
(3) ソ フ ト ウ ェ ア	430	1. 資 本	23,972
(4) リ ー ス 資 産	142	2. 資 本 剰 余 金	17,182
(5) そ の 他	531	(1) 資 本 準 備 金	6,000
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	43,865	(2) そ の 他 資 本 剰 余 金	11,182
(1) 投 資 有 価 証 券	5,894	3. 利 益 剰 余 金	27,133
(2) 関 係 会 社 株 式	28,657	(1) そ の 他 利 益 剰 余 金	27,133
(3) 出 資 金	27	別 途 積 立 金	8,000
(4) 関 係 会 社 出 資 金	4,017	圧 縮 積 立 金	1,360
(5) 従業員に対する長期貸付金	15	繰 越 利 益 剰 余 金	17,772
(6) 破 産 更 生 債 権 等	159	4. 自 己 株 式	△7,821
(7) 長 期 前 払 費 用	84	II. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,397
(8) 長 期 預 金	2,600	1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,243
(9) 敷 金 及 び 保 証 金	1,078	2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	154
(10) 前 払 年 金 費 用	1,018	純 資 産 合 計	61,864
(11) 繰 延 税 金 資 産	711	負 債 ・ 純 資 産 合 計	115,476
(12) そ の 他	475		
(13) 投 資 損 失 引 当 金	△665		
(14) 貸 倒 引 当 金	△210		
資 産 合 計	115,476		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		70,262
II 売 上 原 価		39,290
返品調整引当金戻入額		414
返品調整引当金繰入額		423
売 上 総 利 益		30,963
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,137
営 業 利 益		2,826
IV 営 業 外 収 益		
1.受 取 利 息	88	
2.受 取 配 当 金	4,816	
3.受 取 賃 貸 料	49	
4.そ の 他	362	5,316
V 営 業 外 費 用		
1.支 払 利 息	65	
2.社 債 利 息	244	
3.貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24	
4.そ の 他	31	365
経 常 利 益		7,776
VI 特 別 利 益		
1.固 定 資 産 売 却 益	1,295	
2.投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	
3.投 資 有 価 証 券 償 還 益	11	
4.投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	323	1,639
VII 特 別 損 失		
1.固 定 資 産 売 却 損	0	
2.固 定 資 産 除 却 損	7	
3.投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
4.投 資 有 価 証 券 償 還 損	116	
5.減 損 損 失	280	405
税 引 前 当 期 純 利 益		9,011
法人税、住民税及び事業税	1,921	
法 人 税 等 調 整 額	241	2,162
当 期 純 利 益		6,848

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	23,972	6,000	11,182	17,182	8,000	679	13,501	22,180	△7,807	55,528
事業年度中の変動額										
圧縮積立金の積立				－		704	△704	－		－
圧縮積立金の取崩				－		△22	22	－		－
剰 余 金 の 配 当				－			△1,896	△1,896		△1,896
当 期 純 利 益				－			6,848	6,848		6,848
自 己 株 式 の 取 得				－				－	△14	△14
自 己 株 式 の 処 分			0	0				－	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				－				－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	681	4,271	4,952	△14	4,938
当 期 末 残 高	23,972	6,000	11,182	17,182	8,000	1,360	17,772	27,133	△7,821	60,466

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,032	△110	922	56,451
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の積立			—	—
圧縮積立金の取崩			—	—
剰 余 金 の 配 当			—	△1,896
当 期 純 利 益			—	6,848
自 己 株 式 の 取 得			—	△14
自 己 株 式 の 処 分			—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	210	264	474	474
事業年度中の変動額合計	210	264	474	5,412
当 期 末 残 高	1,243	154	1,397	61,864

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 万里夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山 直 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシックスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 万里夫 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山 直 孝 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシックスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5 月 14 日

株式会社アシックス 監査役会

常 勤 監 査 役	黒 崎 鉄 雄 ㊞
常 勤 監 査 役	西 野 修 一 ㊞
常勤監査役(社外監査役)	田 中 秀 明 ㊞
社 外 監 査 役	山 上 和 則 ㊞
社 外 監 査 役	三 原 秀 章 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

第58期の期末配当につきましては、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金12円 配当総額 2,275,096,992円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月25日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、経営力の強化を図るために2名増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	わだきよみ 和田清美 (昭和17年12月1日)	昭和36年3月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス） 入社 平成5年4月 当社取締役・大阪支社長兼アスレチック販売 統括部長 平成13年4月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役会長 平成23年6月 当社取締役会長、現在に至る 重要な兼職の状況 アシックス商事株式会社取締役（社外） 社団法人日本スポーツ用品工業協会会長	66,682株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	お や ま も と い 尾 山 基 (昭和26年2月2日)	昭和57年1月 当社入社 平成16年6月 当社取締役・マーケティング統括部長 平成18年7月 当社常務取締役・海外担当兼マーケティング 統括部長 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長CEO、現在に至る 重要な兼職の状況 世界スポーツ用品工業連盟会長	32,946株
3	い け さ き と し ろ う 池 崎 俊 郎 (昭和24年1月11日)	昭和46年4月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス） 入社 平成16年6月 当社取締役・アシックス中部販売株式会社代 表取締役社長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員・フットウェア統括 部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員 管掌：グローバルフットウェア統括部、グロ ーバルアパレル・エクイップメント統括部、 スポーツ工学研究所、現在に至る	28,886株
4	さ の と し ゆ き 佐 野 俊 之 (昭和29年8月16日)	昭和53年3月 当社入社 平成20年6月 当社取締役・管理統括部法務部長 平成22年4月 当社取締役執行役員・管理統括部長兼研究部 門担当 平成23年4月 当社取締役常務執行役員・管理統括部長兼研 究部門担当 平成24年4月 当社取締役常務執行役員・グローバル法務・ コンプライアンス統括部長 管掌：グローバル法務・コンプライアンス統 括部、グローバル経理財務統括部、現在に至 る	12,784株
5	ま つ お か ず ひ と 松 尾 和 人 (昭和26年12月10日)	昭和50年4月 ジェレンク株式会社（現株式会社アシックス） 入社 平成20年6月 当社取締役・東日本営業統括部長兼関東支社 長 平成22年4月 当社取締役執行役員・国内営業本部副本部長 兼東日本営業統括部長兼ナショナルチェーン 営業統括部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員・アシックスジャパ ン本部長 管掌：アシックスジャパン本部、現在に至る	16,765株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 およ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
6	は し も と こ う すけ 橋 本 幸 亮 (昭和33年11月25日)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員・経営企画室長 平成23年6月 当社取締役執行役員・経営企画室長 平成24年4月 当社取締役執行役員・経営企画室長兼グローバル管理統括部長 管掌：経営企画室、グローバル管理統括部、グローバルセールス・マーケティング統括部、アジア・パシフィック統括室、現在に至る	2,300株
7	※ ひ じ か た ま さ お 土 方 政 雄 (昭和27年11月10日)	昭和51年4月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成16年4月 当社マーケティング統括部プロモーション部長 平成21年4月 当社マーケティング統括部長 平成22年4月 当社執行役員・マーケティング統括部長 平成24年4月 当社執行役員・アシックスジャパン本部副本部長兼マーケティング統括部長、現在に至る	1,200株
8	※ か と う か つ み 加 藤 克 巳 (昭和33年12月29日)	昭和56年4月 当社入社 平成13年4月 当社レジャースポーツ営業本部マーケティング部長 平成20年4月 アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員・グローバル事業室長 平成24年4月 当社執行役員・グローバルセールス・マーケティング統括部長、現在に至る	17,000株
9	か じ わ ら け ん じ 梶 原 健 司 (昭和20年9月11日)	昭和43年4月 野村證券株式会社入社 昭和46年8月 オリエン特・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社 平成5年6月 同社取締役・社長室管掌 平成12年6月 同社常務執行役員・プロジェクト担当 平成16年5月 同社専務執行役員・東京営業本部長 平成17年2月 同社取締役兼執行役員副社長・グループ大阪代表兼国内営業本部・大阪本社担当 平成20年6月 同社常任顧問 平成22年6月 当社独立委員会委員（現任） 平成23年6月 当社取締役（社外）、現在に至る	-

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	はま おか みね や 濱 岡 峰 也 (昭和30年11月6日)	昭和62年4月 弁護士登録 平成6年8月 河本・河合・ふたば法律事務所開設(現清和法律事務所) 平成23年6月 当社取締役(社外)、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士(清和法律事務所) 阪神電気鉄道株式会社監査役(社外) 日本電気硝子株式会社監査役(社外)	-

(注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。

2. 取締役候補者 和田清美氏は、アシックス商事株式会社の社外取締役を兼職しております。当社は同社とスポーツシューズおよび靴用資材の取引関係があり、同社は第三者との間で当社の営業の部類に属する取引を行っております。

3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 取締役候補者 梶原健司氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、企業財務面および企業経営面で適切な意見を述べており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

(2) 社外取締役に就任してからの年数

当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

(3) 責任限定契約

当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定であります。

(4) その他

東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行っております。

5. 取締役候補者 濱岡峰也氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由および社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

弁護士としての専門的見地および企業法務に関する豊富な経験から、適切な意見を述べており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 過去5年間の他の会社における不当な業務執行への対応等

同氏が社外監査役に就任している日本電気硝子株式会社は、過年度におけるブラウン管ガラスの取引に関して、欧州委員会より、平成23年10月にEU競争法違反行為があったとして、また、韓国公正取引委員会より、平成24年1月に独占禁止法違反行為があったとして、それぞれ課徴金を課す旨の決定通知を受け支払に応じました。これに対し、同氏は、担当部門から状況を聴取するとともに、同社の取締役会、監査役会においてコンプライアンスの徹底、社内教育の強化等再発防止に向けた提

言等を行いました。

(3) 社外取締役就任してから年数

当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

(4) 責任限定契約

当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定であります。

(5) その他

当社は、同氏が所属する清和法律事務所の他の弁護士との間で顧問弁護士契約を締結しております。

なお、選任後、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行う予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ いしづか たつ のぶ 石塚達信 (昭和26年12月30日)	昭和45年6月 ジェレンク株式会社(現株式会社アシックス) 入社 平成11年6月 当社管理統括本部東日本総務部長兼経理チームマネジャー 平成14年4月 当社東日本販売部門東京支社総務経理部長 平成19年1月 当社管理統括部東京総務経理部長 平成19年3月 当社管理統括部東日本総務経理部長 平成23年4月 当社アシックスジャパン営業本部東日本営業統括部東日本営業管理部長 平成24年4月 当社グローバル管理統括部人事部長付、現在に至る	10,709株
2	たなか ひで あき 田中秀明 (昭和26年2月2日)	昭和49年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成7年12月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）シンガポール支店副支店長 平成12年4月 同行神戸営業第一部長 平成18年6月 株式会社さくらケーシーエス取締役常務執行役員 平成20年6月 当社常勤監査役（社外）、現在に至る	3,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
3	み は ら ひ で あ き 三 原 秀 章 (昭和37年9月13日)	昭和62年11月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成3年8月 公認会計士登録 平成8年7月 税理士登録 平成8年10月 公認会計士三原秀章事務所開設 平成20年6月 当社監査役（社外）（現任） 平成22年6月 当社独立委員会委員、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所）	3,900株
4	※ み や か わ け い じ 宮 川 圭 治 (昭和33年11月5日)	昭和57年4月 日本貿易振興会入会 昭和63年7月 バンカース・トラスト銀行（現ドイツ証券株式会社）入行 平成11年7月 ドイツ証券株式会社M&A部門統括責任者 平成18年10月 同社投資銀行部門副会長 平成21年9月 リンカーン・インターナショナル株式会社会長、現在に至る 重要な兼職の状況 リンカーン・インターナショナル株式会社会長	-

(注) 1. ※印は、新任監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 監査役候補者 田中秀明氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由

国際金融の専門的見地から、適切な意見を述べており、今後も引き続き企業財務面および企業経営面での指導および監査をお願いできるものと判断いたしました。

(2) 社外監査役に就任してからの年数

当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

(3) 責任限定契約

当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定であります。

(4) その他

東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行っております。

4. 監査役候補者 三原秀章氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由

公認会計士および税理士としての専門的見地から、適切な意見を述べており、今後も引き続き企業財務面および企業経営面での指導および監査をお願いできるものと判断いたしました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記

から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 社外監査役に就任してからの年数

当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

(3) 責任限定契約

当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定であります。

(4) その他

東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行っております。

5. 監査役候補者 宮川圭治氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由

金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、社外監査役として企業財務面および企業経営面での指導および監査を期待しております。

(2) 責任限定契約

選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を予定しております。

(3) その他

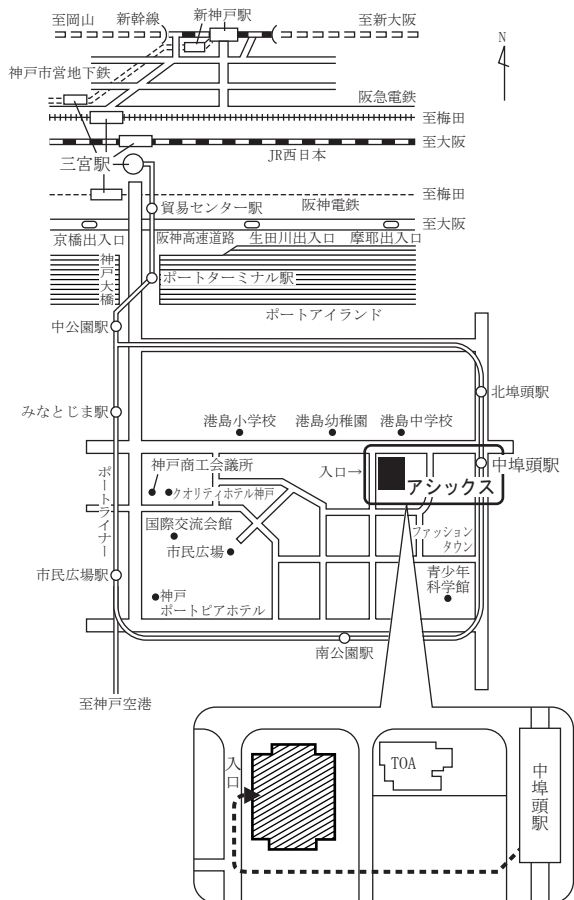
選任後、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行う予定であります。

以上

《メモ欄》

定 時 株 主 総 会 会 場 ご 案 内

会場：株式会社アシックス本社 1 階会議室
神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1
電話 (078) 303-2231



道順

- 新幹線「新神戸駅」から「三宮駅」まで神戸市営地下鉄で約5分。
新交通ポートアイランド線（ポートライナー）「三宮駅」から北埠頭方面行で「中埠頭駅」まで約15分、「中埠頭駅」から徒歩約5分。
(新交通ポートアイランド線は、北埠頭方面行と神戸空港方面行がありますのでご注意ください。)

